

『建築物の省エネルギー基準と計算の手引』に関するQ&A

(財)建築環境・省エネルギー機構

注) 本Q&Aは省エネルギー講習会等で寄せられた質問などに基づき、現時点での解釈によって作成しています。そのため、今後より詳細な検討、新たな知見を踏まえて変更することがありますので、ご了承ください。

1. 届出

(1) 全般

NO	質問	回答
1	第一種特定建築物と第二種特定建築物とは何か。	省エネ法では、届出の対象となる建築物を特定建築物と規定しており、平成22年4月1日以降、床面積300㎡以上の建築物が特定建築物となります。 また、平成22年4月1日以降、床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を「第一種特定建築物」、床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の建築物を「第二種特定建築物」と規定しています。
2	2,000㎡未満の建築物については、いつを基準に省エネ措置の届出の対象となるのか。工事着手時期、確認申請のおりた日程等が基準となるのか。	平成22年4月1日以降に着工する建築物が対象になります。また、平成22年4月1日の施行から21日以内に着工するものについては4月以降に速やかに届出を行うこととされています。
3	届出は着工の何日前という決まりはありますか。新築の場合、確認申請と同時に出さないといけないのか。改修の場合は工事完了後でもよいのか。	いずれも着工の21日前までに届出をすることになっています。
4	企業単位のエネルギー消費量で特定事業者、特定連鎖化事業者に当たらない場合でも、建築物の新築・増改築等では、建築領域での届出が必要になるのか。	建築物に関する省エネルギー基準は、エネルギー使用量に関わらず、床面積が第一種特定建築物及び第二種特定建築物に該当する場合は、届出の対象となり得ます。
5	新築・増改築の届出は、民間の確認検査機関ではなく、行政庁のみが受け付けるのか。	そのとおりです。
6	省エネ法の届出と建築基準法の確認申請は、完全に別だと考えてよいか。例えば、省エネ法の届出措置が省エネ基準に適合しない場合に、確認申請がおりず着工できない等の運用はあり得るのか。	省エネ法の届出と建築基準法の確認申請とは法律上、別行為です。 従って、省エネ措置が省エネ基準に適合しないからといって、建築基準法の確認申請がおりないというものではありません。また、確認済み物件であったとしても、当該物件の省エネ措置の改善命令が出されることはあり得ます。
7	床面積には共用部分や機械設備機のスペースも含まれるのか。	「建築物の延べ面積」ですので、すべて含まれます。
8	仮設建築物も届出の対象となるのか、緩和措置等あるのか。	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（平成21年3月18日政令第40号）の第20条の第2項に届出等を要しない建築物として仮設の建築物の内容が記載されています。これに合致する仮設の建築物は届出の対象外とされています。
9	建物完成後に届出の審査はあるのか。	ありません。以後は、3年毎に定期報告を行うこととなります。
10	テナントビルにおいて、空調・照明などの設備がいわゆる乙工事（テナント側）で、建築主の所掌から外れる場合、省エネ法関連の届出はどこまで記載が必要か。	届出段階で確定している内容で届出することになると思われます。具体的には行政庁にご相談下さい。

11	第二種特定建築物の届出及び定期報告において、罰則は勧告のみで、罰金の対象ではないと考えて良いのか。	届出義務違反及び報告義務違反は、第一種特定建築物、第二種特定建築物のいずれも罰則（罰金）の対象になり得ます。 なお、第二種特定建築物では、届出に係る省エネ措置が著しく不十分な場合、定期報告に係る維持保全の状況が著しく不十分な場合、それぞれ勧告の対象となり得ます。
12	届出を出し忘れていた場合でも罰金等の罰則が課せられるのか。	速やかに届出を行って下さい。罰則が課せられるか否かは、状況により行政庁が判断することになります。
13	300㎡以上2,000㎡未満の既設建築物においても届出が必要となるのか。	既設建築物は届出の対象になりません。ただし、一定規模以上の増改築を行う場合には、増改築部分について届出が必要です。なお、第二種特定建築物（300㎡以上2,000㎡未満）の場合、大規模修繕等は届出の対象外です。
14	増改築の場合、増築または改築部分の面積のみで届出対象となるか否かを判断してよいのか。	まず、第一種特定建築物（床面積2,000㎡以上）か第二種特定建築物（床面積300㎡以上2,000㎡未満）かを判定し、その上で届出の要否を判断します。 [増築の場合：増築部分のみで判断する] ①増築部分が2,000㎡以上の増築 →〈第一種として届出が必要〉 ②増築部分が300㎡以上2,000㎡未満かつ既存部分の床面積と同等以上 →〈第二種として届出が必要〉 改築の場合：既存部分で第一種、第二種を判定した上で、改築規模により届出の要否を判断する ①既存部分が2,000㎡以上で、改築部分が2,000㎡以上または改築面積が全体の1/2以上の改築 →〈第一種として届出が必要〉 ②既存部分が300㎡以上2,000㎡未満で、改築部分が300㎡以上かつ改築面積が全体の1/2以上の改築 →〈第二種として届出が必要〉
15	第二種特定建築物における増築の場合、届出対象となるか否かは、下記の考え方でよいのか。 A) 既設建物500㎡+増築部分400㎡ →届出不要（増築後の床面積1/2未満） B) 既設建物1500㎡+増築部分1000㎡ →届出不要（増築後の床面積1/2未満） C) 既設建物200㎡+増築部分300㎡ →届出必要（増築後の床面積1/2以上）	全て、お考えの通りで結構です。
16	既設建物が3,000㎡の事務所で、さらに500㎡増築する場合、簡易なポイント法での評価は可能か。	2,000㎡以上の第一種特定建築物は、増築部分の床面積が2,000㎡以上の場合に届出が必要になりますので、ご質問の場合は、届出の対象外です。また、増改築の場合、増改築部分のみが届出対象ですので、該当部分の床面積が2,000㎡未満であれば簡易なポイント法での評価は可能です。
17	第二種特定建築物に係る届出書、変更届出書はどのような様式なのか。	平成22年4月1日以降の届出様式は、第一種特定建築物、第二種特定建築物ともに同一の様式として定められています。 届出書等の様式は、下記のWebサイトにて確認、ダウンロードいただけます。 ■国土交通省 「改正省エネルギー法関連情報」 【 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000005.html 】 ■建築環境・省エネルギー機構（IBEC） 「平成21年基準 関係法令等」 【 http://www.ibec.or.jp/horei/h21horei/index.html 】

18	届出に際しての添付書類、計算表、機器表等の書式はどこで入手できるのか。また、簡易なポイント法などの集計表は、データで配布されているのか。	機器表、計算書類、簡易なポイント法の集計表等については、定められた様式がありませんので、届出者固有の書式で結構です。 なお、参考までに、当財団の下記Webサイトに添付書類の様式例を掲載しています。 また、同サイトでは、ポイント法、簡易なポイント法の集計表も例示しており、サンプルをダウンロードいただけます。 ■建築環境・省エネルギー機構（IBEC） 「平成21年基準 関係法令等」 【 http://www.ibec.or.jp/horei/h21horei/index.html 】
19	性能基準については「省エネルギー計画書」の様式が『手引（PAL/CEC）』に掲載されているが、仕様基準では、『手引（ポイント法、簡易なポイント法）』に「省エネルギー計画書」が見あたらない。これはポイント法、簡易なポイント法では「省エネルギー計画書」という書類は不必要ということか。	「ポイント法」及び「簡易なポイント法」では、省エネ措置のポイントを算出するための集計表、集計表の算出根拠資料として、図面、系統図、器具表、計算表等を添付することが望ましいと考えます。
20	届出書の第三面について、仕様基準にレ点マークを入れる場合、ポイント法と簡易ポイント法の区別を記入する必要はないのか。	必要ありません。
21	届出書第三面4の項目の各設備の一番上（□【・・・設備】）の□のチェックボックスはどのような場合にチェックが入るのか。	設備があればチェックを記入して下さい。その上で、評価を行う場合には「性能基準」「仕様基準」のどちらかへチェックを、評価を行う必要が無い場合は「基準対象外」にチェックを記入して下さい。
22	届出書の「第二面の4.」において、別棟増築の場合と一棟増築の場合で面積の記載方法は変わるのか。また、エレベーター改修の場合の届出面積はどの部分をさすのか。	新築以外では届出部分（ご質問の場合は増築部分の面積）と届出以外の部分（既築部分）の面積を記入することになります。また、エレベーター改修のみの場合、改修するエレベーター部分の面積を記入することになります。
23	高齢者の入居施設（グループホーム、高齢者向け住宅分譲（介護付き）、賃貸（介護は外部事業所の職員が訪問する））は、省エネ法の届出上、病院などの老人ホームに該当するのか、あるいは住居に該当するのか。	基本的に届出用途の判断は行政窓口との調整になりますので、行政庁にご相談下さい。なお、高齢者の入居施設は、「高齢者の医療の確保に関する法律（旧：老人保健法）」に基づく施設の場合は「病院」、それ以外は使われ方の実態により住居、ホテル、集会所等の用途に該当すると考えられます。
24	保育所・幼稚園の届出用途はどれにあたるのか。	学校等として届出されることが多いようです。具体的な届出用途の判断は、行政庁にご相談下さい。
25	スポーツジム（プール、ジム等）は省エネ法上の用途は（3）物販店舗等になるのか。	集会所等として届出されることが多いようです。具体的な届出用途の判断は、行政庁にご相談下さい。
26	学校の体育館（小体育館等）は学校、集会所のどちらの用途になるのか。また、渡り廊下でつながっている場合、同一建物内に含まれている場合などはどのように考えるのか。	集会所等として届出されることが多いようです。具体的な届出用途の判断は、行政庁にご相談下さい。
27	体育館に空調設備としてボイラを設置する場合、暖房のみの設備であっても省エネ法の届出対象となるのか。	延床面積が第一種特定建築物及び第二種特定建築物に該当する場合、届出対象となると考えられます。具体的な届出用途の判断は行政庁にご相談下さい。
28	集合住宅（共同住宅、長屋等）はどの区分になるか。	住宅の省エネ基準が適用されます。
29	規定面積以上の工場は全て届出が必要になるのか。また、物流施設は工場と同様の扱いでよいのか。	基本的に用途に関わらず一定規模以上のすべての建築物は届出が必要です。 また、物流施設は工場等として届出されていることが多いようですが、具体的な届出用途の判断は、行政庁にご相談下さい。

30	主要用途が工場である敷地内の管理棟（事務所）や食堂等はどのような取り扱いで届出をすればよいのか。	基本的に届出用途の判断は行政窓口との調整になりますので、行政庁にご相談下さい。 なお、同じ敷地内でも別棟であれば、各々の棟毎に適切と思われる用途で計算を行う必要があると考えます。
31	例えば300㎡の倉庫で電気設備を設置しない場合等でも届出は必要になるのか。	基本的に用途に関わらず一定規模以上のすべての建築物は届出が必要です。 ご質問の場合、「工場等」の用途として、届出することが考えられますが、具体的な届出用途の判断は、行政庁にご相談下さい。 また、基準値が規定されていない設備等の記入方法については、『届出書（第一号様式）』の末尾に（注意）として記載がありますので、必ずご確認ください。
32	汚水処理場やほぼ機械室・電気室のみの無人・もしくは巡回管理型の施設の場合の届出用途は何にあたるのか。	工場等で届出されることが多いようです。具体的な届出用途の判断は、行政庁にご相談下さい。
33	駅においては確認申請の対象範囲と対象範囲外がありますが、省エネ申請はすべての範囲が対象になるのか。また、駅の建物用途、面積は何になるのか（コンコース部分、橋上駅等）。	確認申請が不要の部分（駅のホーム等）については、本来省エネ申請の対象外として差し支えないと考えますが、最近では、駅のコンコースに商業施設が設置されているケースも多く、一概に判断できません。各ケースに応じて行政庁にご相談の上決定して下さい。
34	駅舎の場合、建物用途は、駅事務室など後方施設（駅員が宿泊する施設する所もあり）→事務所等、店舗→物販店舗等、飲食店等、コンコース→工場等、と考えてよいのか。	ご質問のように届出されることが多いようです。具体的な届出用途の判断は、行政庁にご相談下さい。
35	柵内コンコースや鉄道用通信機器室などは建築基準上「建築物」ではないが、省エネ法の届出対象にならないと考えてよいのか。	建築基準法上の建築物にあたらぬものは省エネ法の届出対象とはなりません。
36	店舗、事務所、住宅など複数の用途が混在している複合用途の建築物の場合、どのように届出を行うのか。	住宅以外の用途に供する部分の床面積が300㎡未満の場合は、住宅以外の用途を住宅の用途とみなし、届出書（第一号様式）の第一面、第二面及び第三面（住宅の用途に供する建築物）を行政に提出することとなります。例えば、「床面積 2,000㎡の住宅」と「床面積 200㎡の事務所」が混在する建築物がこれに該当します。 住宅以外の用途に供する部分の床面積が300㎡以上の場合は、原則として、用途ごとに第三面を提出いただくこととなりますので、第一面、第二面、第三面（住宅の用途に供する建築物）及び第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出して下さい。なお、住宅以外の用途が複数ある建築物については、各用途ごとに第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出することとなります。例えば、住宅と事務所が混在する建築物の届出は、第一面、第二面はまとめて記入し、住宅に係る事項については第三面（住宅の用途に供する建築物）に、事務所に係る事項については第三面（住宅以外の用途に供する建築物）に、それぞれ記入し、行政庁に提出することとなります。 このほか、建築物全体の床面積に占める特定の用途に係る床面積の割合に応じて、特別の取り扱いをすることができる場合もありますので、『届出書（第一号様式）の注意書き』の1. ②及び③を参照して下さい。
37	複合用途の場合の届出について、ひとつの用途にまとめて計算が可能など、用途面積により届出方法が変わりますが、このような場合分けが可能である又は場合分けしなければならない根拠条文はどこにあるのか。	『届出書（第一号様式）』の末尾の（注意）として記載されています。

38	第一種、第二種特定建築物にかかわらず、集合住宅で店舗部分の面積は届出の対象となるのか。	建築物の延べ面積が第一種、第二種の規定の面積を超えていれば、その建築物内にある全ての用途が届出の対象となります。
39	特定用途、非特定用途の定義で、住宅とは戸建住宅という解釈でよいか。	住宅の用途に供する部分を指します。
40	複合建築物において届出上の用途として住宅で提出する場合の事務所や店舗等について、住宅でみる場合は住戸と考えてよいのか、それとも共用部として考えるのか。	住戸として評価することになります。
41	複合用途の建築物において、非特定用途で300㎡未満の用途については、第二種特定建築物には該当せず、届出は不要となるのか。	届出の対象となるか否かは、建築物全体の延べ面積で判断することになります。建築物の延べ面積が第一種特定建築物及び第二種特定建築物に該当する場合は、当該建築物の全ての用途について届出が必要です。
42	共同住宅に付属する駐車場が2,000㎡を超える場合、工場等として届出が必要になるのか。	基本的に届出用途の判断は行政窓口との調整になりますので、行政庁にご相談下さい。ただし、原則として「住宅」と「住宅以外の用途」は切り離して考えることになるため、この場合「工場等」として計算することが考えられます。
43	複合用途の建築物において、工場は、面積等に関わらず、工場として第三面を作成、届出することになるのか。	『届出書（第一号様式）の注意書き』に記載のとおり、工場等は特定用途として見なすことができませんので、工場等とその他の用途を分けて、第三面を作成、届出することになります。
44	複数用途建築物の計算方法において、 ①事務所（2500㎡） ②物販店舗（2500㎡） ③飲食店（2000㎡） 3つの用途が混在する場合、それぞれにPAL/CEC計算やポイント法、簡易なポイント法の評価を適用し、計算方法を変えてもよいか。	この事例の場合、非住宅部分の延べ面積が5000㎡を超えていますので、PAL/CEC計算のみが適用可能です。
45	告示の別表第1の（は）から（と）までは何を意味しているのか。	告示文の文中に記載されています。 （は）＝CEC/AC、（に）＝CEC/V、（ほ）＝CEC/L、（へ）＝CEC/HW、（と）＝CEC/EVとなります。
46	PAL/CEC等の計算方法を規定した根拠条文はどこにあるのか。	PAL/CECの元となる評価の考え方は告示に示されています。 しかし、その詳細な計算方法は特に規定されたものではありませんので、計算の理論付けが妥当であればPAL/CEC計算法以外の計算方法で評価することも可能です。
47	ポイント法と簡易なポイント法を、外壁・窓等の評価と設備の評価で、別々に使用しても問題はないか。また、空気調和設備はポイント法、照明設備は簡易なポイント法というように、設備ごとの評価にポイント法と簡易なポイント法を併用しても問題はないのか。	基本的にそれぞれの評価法を適用できる規模の建築物の場合、1つの建物で、外壁・窓等の評価、設備ごとの評価について、性能基準（PAL/CEC）、ポイント法、簡易なポイント法を併用して評価することは可能です。 つまり、第二種特定建築物（300㎡以上2,000㎡未満）では、性能基準、ポイント法、簡易なポイント法を併用して評価することが可能です。 また、2,000㎡以上5,000㎡以下の建築物については、性能基準とポイント法を併用しての評価が可能です。
48	ポイント法や簡易なポイント法において、全ての項目を計算しなくとも100点を超える場合、その他の項目を「0」にすることによって、評価を省略してもよいか。	省エネ措置の届出では、対象となる措置の全てを評価することが必要になります。そのため、ポイント法や簡易なポイント法でも、100点となるための項目のみではなく、全ての項目についての評価が必要です。

(2) 大規模修繕・模様替工事に係る届出

NO	質問	回答
49	改修を行う場合、既設の部分に遡及することがあるのか。	増築に伴い、既存部分を改修する場合は、既存部分のみの対象として「大規模修繕等」の扱いで別途提出することになります。ただし、ケースにより全体で再計算した方が適切な場合もあるかもしれませんので、行政庁にご相談下さい。
50	第一種特定建築物の大規模修繕等の場合、いつ以降に竣工したものが届出の対象となるのか。	大規模修繕等においては、対象建築物の竣工年月日は関係ありません。届出対象にあたる大規模修繕等を行った場合には、届出が必要になります。
51	大規模修繕には模様替えも含まれるのか。	その模様替えが、平成21年3月18日政令第40号第18条及び19条に記載の条件に当てはまるのであれば対象になります。
52	修繕、模様替えの基準はどのようなものか。	建築基準法による修繕・模様替えの定義を準用します。基本的に今あるものをはがして同様の材料で元に戻す行為とされています。
53	平成22年4月以降、延べ面積が300㎡以上で一定規模の改修を行う場合、建物全体に対して省エネ措置の届出が必要になるのか、あるいは改修範囲のみの届出となるのか。	2,000㎡未満であれば大規模修繕等の届出対象とはなりません。大規模修繕等の届出対象となるのは第一種特定建築物（床面積合計2,000㎡以上）のみです。また2,000㎡以上においても大規模修繕等とみなされた項目のみ、届出の対象となります。
54	床面積2,000㎡未満の建物の内装改修は届出対象となるのか。	内装改修は、大規模修繕等ではありませんので届出は不要です。また、2,000㎡未満の建物も届出の対象ではありません。
55	増改築と大規模修繕の違いは何か。	省エネルギー措置の届出で扱われる「大規模修繕等」は、外壁の修繕・模様替え、各種設備の取り替え等です。また、増築・改築は、建築行為を行う場合を指します。
56	耐震改修工事を行うため、新たに外壁を設置した場合、省エネ法上は、増改築、大規模修繕等のいずれに該当するのか。	既存の外壁の変更がなく、耐震補強ブレース等の追加のみであれば、届出の対象外です。ただし、補強に伴い、既存の外壁も同時に修繕を行った場合は、大規模修繕として届出が必要になります。
57	平成15年以前（省エネ届出制度開始前）に建設された2,000㎡以上の建築物において、大規模な修繕、あるいは増築を行った場合、省エネ法の届出は必要になるのか。また、その際の届出は新築と同様に6項目全ての届出が必要になるのか。	届出の対象となる増築や大規模修繕等を行った場合には、建設された時期に関わらず省エネ措置の届出の対象になります。また、増築時には増築部分、大規模修繕時には修繕部分が届出の対象になります。
58	300㎡以上2,000㎡未満の既存建築物において、当初の届出がある場合とない場合で、空調設備を改修する場合、届出が必要になるのか。	当初の省エネ措置の届出の有無に関わらず、第二種特定建築物（延床面積300㎡以上2,000㎡未満）において、大規模修繕等は届出の対象にはなっていません。
59	2,000㎡以上の建築物で空調設備の一部を更新する場合、外壁・窓等の熱損失、空調、換気、照明、給湯、昇降機の全ての項目について評価、届出が必要になるのか。また、空調以外で、基準に適合しない項目が出る場合は、その他の改修も義務付けられるのか。	大規模修繕時の届出対象となるのは、修繕する部分のみです。ご質問の場合、空調設備について届出をすることになります。
60	平成21年基準において、大規模修繕の届出対象となる改修内容には変更がないのか。	届出対象となる修繕・模様替、設備改修の規模については、平成21年基準においても変更はありません。
61	外壁・屋根の塗装は修繕に含まれるのか。	塗装の塗り替えは改修にはあたりません。

62	300～2,000㎡の新築テナントビルにおいて、新築後まもなくテナントが入居し、空調設備を新設した場合、省エネ措置の届出は必要になるのか。この場合、新築時の扱いではなく、既存の扱いになるのか。	ビル全体で見たとき、（用途毎に計算している場合は用途毎に見たとき）今までに1台も空調が入っていないければ新築と同じ扱いで計算します。またすでに入っていて追加する場合は改修扱いとなります。 ただし、第二種特定建築物については、届出不要です。
63	「工場等」において「空気調和設備」のみに係る「大規模修繕等」を行った場合、届出の必要はあるのか。	延べ面積2,000㎡以上であれば届出は必要です。ただし、「工場等」においては「空気調和設備」の基準値がないため、計算は不要ですが、届出様式の該当設備の欄の「基準対象外」にチェックを記入して提出することになります。 記載方法については、『届出書（第一号様式）』
64	省エネ計画書の届出後、定期報告までに一部改修した場合はどのような扱いとなるのか。	大規模修繕等に相当する場合は省エネ措置の届出が必要となります。
65	工場なども改修内容が大規模修繕等の要件に該当する場合、基準のない項目（照明設備、給湯設備以外）のみを改修する場合も届出が必要となるのか。	届出は大規模修繕等の要件に当てはまったすべての設備について行う必要があります。その中でも特に基準値が設けられている設備については、さらに計算を行って、基準値と照らし合わせた上で、届出を行わなければなりません。
66	届出の様式において、大規模修繕の工事種別はどのようにつければよいのか。	該当する項目にチェックをつけて下さい。例えば、空調設備の改修の場合、「空調設備等の改修」にチェックをつけて下さい。
67	古い建築物の熱源改修などの場合、壁や天井の仕様が不明な場合があり、そのような場合に部分的な評価をする方法はあるのか。また、部分的な評価をする場合、例えばCEC/EVなどは評価する必要はないのか。	大規模修繕時には、修繕部分のみを評価して届出することになります。また、段階的に修繕を行う部分的な改修の場合の評価については、『手引（大規模修繕等）』にて、評価方法を解説しています。
68	大規模修繕の場合の定義について、大規模修繕や届出が必要な修繕内容は何を参考にしたらよいのか。	平成21年3月18日政令第40号に記載されています。また、当財団の下記Webサイトで公開している「無料ガイド」にも届出が必要な修繕内容を記載しています。 ■建築環境・省エネルギー機構「平成21年省エネ基準 関係法令等 建築物（非住宅）の省エネルギー基準と措置の届出ガイド」 【 http://www.ibec.or.jp/technology/index.html 】
69	耐震改修工事で外壁を設置したことが省エネ措置の届出の対象となる場合、PALの届出の範囲は設置した壁の階のみでよいのか。	外壁の改修は、既存も含めた建物全体の壁を対象に再評価を行う事が基本です。ただし、段階的に修繕を行う場合は、修繕部分の修繕前と修繕後のPALによる評価も可能です。詳しくは、『手引（大規模修繕等）』にて評価方法を解説
70	空調の改修において、届出対象となるのは、熱源機器で300kW以上、もしくは1/2以上の交換とあるが、ヒートポンプパッケージも同じ考えでよいのか。	同様です。
71	冷暖房用ポンプが900L/minよりもはるかに小さくとも、例えばポンプが1台しかない場合、ポンプ1台交換するだけでも1/2を超えるので、届出必要と言うことになるのか。またその際届出は該当部分のみでよいのか。	届出の対象となると考えられますので、行政にご相談下さい。なお、大規模修繕時には修繕部分が届出の対象になります。
72	例えば空調のみを改修する場合、届出様式では、該当する項目のみを記載し、その他は記載しなくても良いのか。	そのとおりです。

2. 定期報告

NO	質問	回答
73	定期報告を行うことになるのは、届出から3年後か、完成から3年後になるのか。	最初に「届出」をした日の属する年度の末日から3年ごとに定期報告が必要になります。
74	定期報告の有無ですが、2,000㎡以上のものであれば、3年ごとの定期報告が全て必要か。	省エネ措置の届出を行ったものだけが、定期報告の対象となります。届出対象でなかったものは対象外となります。
75	定期報告の実施時期はいつからになるのか。	第一種特定建築物は、平成15年度からの建物が対象となっており、実質的な定期報告は平成18年度から行われています。また、第二種特定建築物は平成22年度から法の適用対象となるので、実質的な定期報告はその3年後からとなります。
76	定期報告は省エネ措置の届出を行ったもののみと認識しているが、大規模修繕の場合、その後の定期報告でも該当部分のみを報告すればよいのか。	定期報告では、届出を行った省エネ措置についての報告が求められています。
77	定期報告にあたり、登録建築物調査機関に調査を依頼し、適合すると認められた場合、定期報告を提出する必要はないのか。	登録建築物調査機関が維持管理の状況について調査を行い、適合したと認めた場合は、調査機関がその旨を行政庁に報告することになります。この場合、建築主やビル管理者自身が直接報告を行う必要はありません。
78	登録建築物調査機関と調査機関以外が定期報告した場合の違いはあるのか。	内容的な違いはありません。調査機関が行う場合は、行政の審査が免除されます。

3. 登録建築物調査機関

NO	質問	回答
79	登録建築物調査機関とは具体的にどのような機関になるのか。また、調査機関となるためには、免許等資格があるのか。	調査機関となるための要件（指定講習会を受講した方が2名以上いるか）を満たしていれば基本的にはどこの組織でもなり得ます。要件等は、省エネルギー法「エネルギーの使用の合理化に関する法律第5章第2節」に定められています。 登録建築物調査機関の登録状況については、国土交通省の下記Webサイトを参照下さい。 ■国土交通省 「改正省エネルギー法関連情報～登録建築物調査機関」 【 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000013.html 】
80	登録建築物の調査員の講習と受講資格はどのようなものか。	講習の受講資格については法76条9項に定められています。
81	登録建築物調査機関は、どこで確認できるのか。	最新の情報は、国土交通省のWebサイトにて公開されています。 ■国土交通省 「改正省エネルギー法関連情報～登録建築物調査機関」 【 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000013.html 】
82	「登録建築物調査機関」について、国土交通大臣登録と地方整備局登録の違いは何か。	各調査機関の営業エリアによって、登録が異なります。

4. 建築物の省エネルギー基準の計算

4-1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止

(1) 性能基準 (PAL)

NO	質問	回答
83	インテリアゾーンの年間顕熱負荷、建物全体の年間潜熱負荷は、PAL計算との関連はあるのか。	PAL計算では対象としていませんが、CEC/ACの評価ではインテリアゾーンの年間顕熱負荷、建物全体の年間潜熱負荷も計算することになります。
84	PAL計算をするにあたり床面は計算の対象外となるのか。	外気と接する壁、床、屋根が対象となるため、ピロティ床の場合は計算が必要です。ちなみにドライエリアに面した外壁も対象範囲となります。
85	外皮計算の面積は梁や柱も含まれるのか。	含まれます。
86	PAL計算において、窓のないスチールドア等が外部に面して設置された場合は壁として取り扱ってもよいか。	壁と材料が異なるため、「スチール」として熱貫流率等の計算を行うこととなります。
87	膜構造の体育館を計画しているが、室内は外気並であり、冷暖房を行わない場合、PAL計算は必要になるのか。	ご質問は膜構造の体育館ですが、膜構造に限らず体育館において、使用空間が風雨は防ぎつつも、熱環境としては外界と同様の方針の設計においては、PAL計算は不適當と思われるので、行政庁にご相談下さい。 なお、本計画とは異なり、熱的居住性能を重視するような体育館においては、従来どおりPAL計算を行うべきと思われます。
88	PAL計算で窓の熱貫流率や日射侵入率の数値について、ブラインドありの場合、カーテンでも適用できるのか。	カーテンの素材に応じた熱特性値を独自に計算することになりますが、計算できない場合はブラインドなしの値で代用して頂いても結構です。
89	建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の規模補正係数を算出する別表第2で、地階を除く階数が、1と2以上に分かれているのはなぜか。	1階建て（平屋）の場合は、5mより内側のインテリア部分もペリメータとなり、ペリメータと同じ面積の屋根が外皮となります。さらに外周の外壁も外皮となるため、ペリメータ面積に対する外皮の割合が大きくなりすぎるため、補正係数も大きめに設定されています。 また、階数が2階以上になると、屋根の割合が小さくなり、ペリメータ面積に対する外皮の割合も小さくなります。このため2階以上はまとめて補正係数を設定しています。
90	ツタ等の植物による壁面緑化はPAL計算にどのように反映すればよいか。	現在のPAL計算法において、植物による緩和措置はありません。 ただし、熱貫流率と日射侵入率を技術的に証明できる方法で計算する場合は、その効果を加味することは可能です。

(2) 仕様基準 (ポイント法/簡易なポイント法 共通)

NO	質問	回答
91	ポイント法、簡易なポイント法で外壁の一部が勾配屋根になっている場合はどのように考えればよいか。	壁部分と屋根部分を分けて評価を行うこととなります。
92	ポイント法、簡易なポイント法で、外壁の断熱材でALCを利用する場合、ALCの熱伝導率に厚さをかけたものを断熱材と換算すればよいか。	本来の断熱材としての物理的熱性能からみると、ALCパネルは断熱材の範疇には入りません。ただし、あらかじめ材料の断熱性能を加味して設計に組み込んでおり、規定の断熱性能と同等以上の断熱性能であることを示すことができる場合には、相当断熱厚さに換算することも可能です。

93	ポリスチレンフォームが内断熱と外断熱に入っている場合、断熱の内外により補正した熱伝導率を合計して計算するのか。	非住宅用途の断熱性能の評価にあたっては、断熱の内外に係る補正の必要はありません。それぞれの断熱材の熱性能をそのまま合算して評価して下さい。
94	熱橋部分について、住宅の断熱性能評価等で規程のある外部から350mmまで断熱材を施さないという規定はないのか。	非住宅用途では、特に規定はありません。

(3) 仕様基準 (ポイント法)

NO	質問	回答
95	ポイント法において主方位を決める際、建物の角度の許容範囲はあるのか。	厳密な規定はありませんが、最も近いものを選ぶ事になります。
96	外壁や屋根の断熱性能について、ポイント法では断熱材の厚みごとにポイントが決まっているが、構造体であるコンクリートや木材などの部材は、その分減免するなどせず評価しないという解釈になるのか。	本来、外壁等の熱性能は、熱貫流率（熱貫流抵抗）で評価すべきものですが、ポイント法では計算の簡略化を考えて、断熱材のみの厚みで評価できるようになっています。そのため、多少の断熱材の性能が異なっても、そのまま断熱材の厚みを適用してもよいと考えます。 ただし、高性能の断熱材を意識的に用いている場合は、『手引（ポイント法）』に記載のとおり、p.16の式(4)、式(5)を用いて換算してもよいことになっています。 言い換えると、簡略化の主旨には反しますが、ポイント法で想定している熱貫流率と実際に設計された際の熱貫流率の両者を比較して、評価してよいことになります。その際、ポイント法の評価は、外壁であれば断熱材+RC150mm程度、屋根であれば断熱材+RC150mm程度+非密閉空気層（天井裏）+天井ボードなどを想定しています。 なお、外壁等の熱性能を詳細に評価する場合は、ポイント法ではなく、性能基準（PAL）計算が望ましいと考えます。
97	外壁断熱材（吹付硬質ウレタンフォーム）、屋根断熱材（スチレン発泡板（押出発泡））について、想定されているものはあるか。	『手引（ポイント法）』のp.16の式(4)、式(5)に使用している係数の値を想定しています。
98	外壁及び屋根の断熱性能に関する評価において、例えば外壁仕上げ材や屋根仕上げ材の熱抵抗値を加算した上で例示された断熱材の熱抵抗値を上回ることによって、その断熱性能を有するものとして判断することは可能なのか。あくまで、断熱材、単体の断熱性能しか考慮できないのか。	ポイント法では簡略化のため断熱材の厚みのみで評価することになります。 ただし、あらかじめ材料の断熱性能を加味して設計に組み込んでおり、規定の断熱性能と同等以上の断熱性能であることを示すことができる場合には、相当断熱厚さに換算することも可能です。 なお、外壁等の熱性能を詳細に評価する場合は、ポイント法ではなく、性能基準（PAL）計算が望ましいと考えます。
99	ポイント法における外壁評価において、建築の構造種別は無視してもよいのか。	ポイント法では特に規定はありません。
100	外壁の断熱性能の評価について、ポイント法では、評価対象となるための断熱施工面積割合が定められていないので断熱施工がされている部分だけの断熱厚さで得点の判定を行うと考えてよいのか。	ポイント法では、標準階での評価かつ代表的な断熱仕様での評価を原則と考えています。方位等で断熱の仕様が異なる場合は、各々の断熱仕様ごとに評価を行い、外壁面積の加重平均でポイントを算出することが可能です。非空調室を含む外壁の断熱に係る措置状況が2以上に該当するときは、断熱材の厚さを面積加重平均した値で判断することが考えられます。 なお、外壁等の熱性能を詳細に評価する場合は、ポイント法ではなく、性能基準（PAL）計算が望ましいと考えます。

101	外壁の評価の屋根断熱について、天井断熱では評価されないのか。	天井断熱を屋根断熱として評価する場合は、最上階の室内と天井裏の空間が遮断されているなど、屋根断熱と同等の効果があるとみなされることが必要になります。
102	建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のポイント法において、床の評価がないのはなぜか。	ポイント法は簡便法のため床の評価はしていません。
103	ポイント法において、窓の種類が多数ある場合、どのように評価すればよいのか。	代表的な窓とみなせる場合には代表的な窓で評価することも可能です。ただし、仕様が大きく異なる窓が混在する場合、『手引（ポイント法）』のp.18の式(6)にて計算してください。
104	日除け効果係数は、一部の庇（風除室のみ）しかない場合は庇なしという解釈になるのか。また、連続したサイドフィン・オーバーハング・BOXがあり、出の寸法は統一されていない場合、ある方位にのみ設けられている場合はどのように取り扱えばよいのか。	一部の庇（風除室のみ）しかない場合は、庇なしになります。また、出の寸法が統一されていない場合は、代表的な寸法または平均的な寸法で評価することになります。ある方位のみに庇が設けられている場合は、『手引（ポイント法）』のp.20の式(7)にて計算して下さい。

(4) 仕様基準（簡易なポイント法）

NO	質問	回答
105	「外壁における断熱材の施工厚さ」に関して、仮設建築に用いるパネル外壁の断熱材部分は加味できるか。また、例えばグラスウールであればどのようにとらえればよいのか。	仮設建築に用いるパネルを継続して使用する場合は加算することができますが、あくまでも仮設である場合は加算できません。なお、簡易なポイント法の場合、告示で提示されている断熱材以外を使用する場合、『手引（簡易なポイント法）』のp.29に記載されている式から、同等の断熱性能となる断熱材の「相当厚さ」に変換することも可能ですが、「質問NO.96」のポイント法と同様に、簡易なポイント法についても計算の簡略化を考えて、断熱材の厚みのみで評価できるようになっているため、多少の断熱材の性能が異なっても、そのまま断熱材の厚みを適用してもよいと考えます。
106	簡易なポイント法で、窓面積比率の算定で空調室を対象としているが、空調室がない場合は点数を加算できないのか。また、空調設備は、扇風機やファンヒーターも対象になるのか。	基本的に空調室を対象に計算することになります。全く空調設備がない場合は、主要な居室部分について空調設備があるものとして窓面積比率を算出することになると考えます。なお、空調設備には、扇風機やファンヒーターは含まれません。
107	窓面積比率の計算にあたって、ブラインドの有無は関係ないのか。例えばブラインドなしの単板ガラスのみでも窓面積比率が20%未満であれば一般地域の場合40点加算してもよいのか。	窓面積比率の算定にあたって、ガラスの種類、ブラインドの有無は得点には関係ありません。
108	ガラスの種類の評価にあたって、ブラインドではなくカーテン、ロールスクリーンを設置した場合は加算できるのか。また、ブラインドがない場合、窓ガラス単体での熱貫流率や日射侵入率による評価ということだが、どのように判断すればよいのか。	カーテンやロールスクリーンの場合でも加算は可能です。ただし、カーテンやロールスクリーンを使用する場合や、ブラインドがない場合は、『手引（簡易なポイント法）』のp.9（表1-2）に記載されている熱性能と同等以上であることを示す合理的な計算根拠を添付して、該当する点数を加算することになります。

109	『手引（簡易なポイント法）』では、ガラスの種類の評価において、すべてブラインド併用の場合を想定となっているが、告示等のどこで定められているのか。	ブラインド併用との考え方は、告示等には記載はありませんが、各配点はブラインド併用とした技術的な検討結果に基づいて定められています。 ただし、ブラインド併用でない場合、『手引（簡易なポイント法）』のp.9（表1-2）に記載されている熱性能と同等以上であることを示す合理的な計算根拠を添付することで、該当する点数を加算できます。
110	北海道の場合、断熱性を高めるために2重サッシ（外部アルミサッシ+内部樹脂サッシ）にすることがあるが、その場合、ガラスは共に単板でも「複層ガラスを採用」と解釈できるのか、あるいは「低放射複層ガラスを採用」と同等と考えてよいのか。	「複層ガラスを採用」と解釈して下さい。

4-2. 設備（空調、機械換気、照明、給湯、昇降機）に係るエネルギーの効率的利用

(1) 性能基準（CEC/AC、CEC/V、CEC/L、CEC/HW、CEC/EV）

NO	質問	回答
111	学校のように部分的にしか空調がなされていない建物において、CEC/ACはどのように考えればよいのか。	職員室など一部だけ空調されている場合であっても、届出は必要となります。空調部分について計算を行い、届出します。
112	空調設備の評価をCEC/AC計算で行う場合、PALの計算は、大規模修繕で用いる簡易PAL計算を利用してもよいのか。	大規模修繕時の改善率基準値の算出に利用する計算法は、新築・増改築時や大規模改修で空調設備全体を評価する場合には使用できません。また、簡易PAL計算法として、従来法に対して面積拾い等を簡略化した方法で必要な数値を算出することは可能ですが、簡易PAL計算では、通常のPAL計算よりも大きめに算出される点に留意下さい。
113	換気設備のCEC/Vでは、単相電源のファンも対象設備となるのか。	建築物に設けられる機械換気設備は、単相、三相の電源区分なく、0.2kW以上の機械換気設備の定格出力の合計が5.5kW以上の場合に基準の対象となります。
114	換気のバイパス制御というのは手動でも構わないのか。一般的に全熱交換器のスイッチは普通と熱交と切り替えるものになっているが、この場合もバイパスとみなせるのか。	手動のものは制御とはみなせないと考えます。
115	24時間換気と外気負荷はどのように考えればよいのか。	24時間換気（シックハウス対策）が法律で規制されているなら、そちらを優先して計算します。 一方、CEC/V計算は一定の換気量で計算することになっていますが、あくまで計算上のルールですので、法的規定が優先します。その際、CEC/Vの値が基準値オーバーした場合も、その旨を行政庁に説明して下さい。
116	1つの部屋に照明設備の種類が複数ある場合、照明区画も複数になるのか。	そのとおりです。
117	マルチ型給湯機でセントラル方式の場合、給湯設備の評価（CEC/HW）は必要になるのか。	CEC/HWの対象になります。
118	セントラル方式で循環する給湯設備において、湯の使用が不定期で、給湯量や給湯時間を特定できない場合、省エネ計算ではどのように計算すればよいのか。	実態を勘案して給湯量や給湯時間を設定していただくか、論文等で示されている値を利用して頂くことになると考えます。
119	昇降機の全設置台数が2台以下の場合届出の必要はないとの解釈でよいのか。	届出は設置台数に関わらず必要になりますので、設置台数が2台以下の場合も基準対象外として届出することになります。

120	2,000㎡以上の建築物の中央方式空調設備の熱源機器のみの取替更新を行う場合、CECは未計算として、エネルギー消費係数の改善率を届け出ればよいと聞いているが、その具体的な記載例はどこに掲載されているのか。	改善率基準値による評価を行った場合の記載方法は、当財団の下記Webサイトで公開している「無料の届出ガイド」を参照下さい。 ■建築環境・省エネルギー機構 「平成21年省エネ基準 関係法令等 建築物（非住宅）の省エネルギー基準と措置の届出ガイド」 【 http://www.ibec.or.jp/technology/index.html 】 また、改善率基準値による評価方法は、『手引（大規模修繕等）』にて詳しく解説しています。
-----	--	---

(2) 仕様基準（ポイント法）

NO	質問	回答
121	空調設備のポイント法の適用条件は、空冷パッケージ又はGHPに限るとあるが、それ以外の方式の場合、例えば、既設のセントラル方式などの熱源をビル用マルチ型のチラー等に改修する場合、「ポイント法」の適用は可能なのか。	ポイント法を適用可能な対象機器はJISにて規定されている室内機まで含んだシステムです。その他の方式の場合は、性能基準（CEC/AC）で評価することになります。 また、熱源のみの改修は対象となりませんので、この場合も性能基準（CEC/AC）にて評価して下さい。
122	ビル用マルチ方式に、部分的にヒーターを併用している建物はポイント法の適用外になるのか。	原則適用外ですが、補助設備の規模が非常に小さいのであれば、行政庁に相談の上、判断を仰いで下さい。
123	改修時の届出において、空調の将来ポイントを求める場合、将来を担保する計画の書類等も添付する必要があるのか。	担保することは求められていないため、将来の計画を出す必要はありません。
124	照明設備にポイント法を用いる場合、光源にLED型ランプを使用する際の適用比率の目安はあるのか。	特にありませんが、効果の観点から過半以上が妥当と考えます。

(3) 仕様基準（簡易なポイント法）

NO	質問	回答
125	簡易なポイント法における評価の際、機械換気と昇降機については、ポイント法で評価することによいのか。	そのとおりです。換気設備と昇降機については内容が単純であり、建物規模（2,000㎡以上、2,000㎡未満）による差もないことから、あえて簡易なポイント法を設けず、ポイント法で対応するとされています。
126	照明設備の制御方法に関する評価において、例えばトイレ1箇所の照明のみセンサーによる在室探知制御とした場合、11点をつけてもよいのか。	評価する照明区画全体で考えた場合に、在室探知制御だと説明がつく場合にポイントが適用できるものと考えます。
127	簡易なポイント法において、高周波点灯専用型とあるが両用タイプの器具を採用している場合はどのように考えればよいのか。	専用型ではないため、0（ゼロ）点となります。

6. その他

NO	質問	回答
128	BEST(省エネ計画書作成支援ツール)による評価は、性能基準による評価と考えてよいか。	BEST(省エネ計画書作成支援ツール)では性能基準のPAL、CECに相当する計算ができ、届出に活用できます。
129	BEST(省エネ計画書作成支援ツール)では、省エネ法の添付資料まで作成できるのか。	BEST(省エネ計画書作成支援ツール)では、届出書（第一号様式）と添付資料（省エネ計画書）の作成に利用することができます。
130	BEST(省エネ計画書作成支援ツール)は無料で利用できるのか。	無償で提供されています。

131	BEST(省エネ計画書作成支援ツール)のような簡易プログラムが開発され、PALやCECの計算ができるようになったが、簡易なポイント法による評価が並行して認められているのはなぜか。	BEST(省エネ計画書作成支援ツール)は、簡易な入力で計算が出来るように開発されたものですが、計算できる建築物に制約があることや、すべての方がパソコンを使うことができるとは限らないことが挙げられます。そのため、BESTで計算できない建築物では、性能基準、ポイント法、簡易なポイント法のうち、該当するもので評価することになります。
132	「エネ革税制」の内容を確認するにはどうすればよいのか。	「エネ革税制」については、下記のWebサイトをご覧ください。 ■(財)省エネルギーセンター 「エネ革税制ホームページ」 【 http://www.eccj.or.jp/enekaku/index.html 】